

和洋女子大学 ガバナンス・コード 実施状況

学校法人 和洋学園

2023 年 7 月

目 次

はじめに	1
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1
1－1 建学の精神	
1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
○ ガバナンス・コード 実施状況 実施内容	2
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	3
2－1 理事会	
2－2 理事	
2－3 監事	
2－4 評議員会	
2－5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	9
3－1 学長	
3－2 教授会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	10
4－1 学生に対して	
4－2 教職員等に対して	
4－3 社会に対して	
4－4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）	13
5－1 情報公開の充実	

学校法人和洋学園 和洋女子大学ガバナンス・コード 実施状況

点検基準日：2023 年 7 月 27 日

学校法人和洋学園 和洋女子大学 ガバナンス・コード

はじめに

「和洋女子大学ガバナンス・コード」制定における指針

本学のガバナンス・コードは、「本学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めること」を目的とし、以下の 5 つの原則に基づき国民に対して宣言します。

- (1) 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重…建学の精神等
- (2) 安定性・継続性…学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）
- (3) 教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化
- (4) 公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係
- (5) 透明性の確保…情報公開等

第 1 章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人和洋学園 和洋女子大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

「和魂洋才を基調とし、明朗和順の徳性を養う」

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

「豊かな教養と、自立に必要な専門的知識・技術を備えた、有為な社会人」

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

① 大学の教育目的及び研究目的

「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学術技芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させ、もって文化の発展と福祉の増進に寄与する有能な女性を育成すること。」

② 学部教育目的及び研究目的

ア 人文学部は、人文科学・社会科学の分野において、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、もって文化の発展と福祉の増進に寄与する有能な女性を育成することを目的とします。

イ 国際学部は、異文化コミュニケーションに必要な語学力と、世界の多様な社会文化について認識を深めることで得られる柔軟性とで形成される、グローバルコミュニケーション力を身につけ、異文化交流を促進する事業やグローバルな企業などにおいて活躍する国際感覚豊かな女性を育成することを目的とします。

ウ 家政学部は、家政学の分野において、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術技芸を教授し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、もって文化の発展と福祉の増進に寄与する有能な女性を育成することを目的とします。

エ 看護学部は、看護学の分野において、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術技術を教授し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、もって保健・医療や福祉環境及び地域医療の発展と福祉に寄与する有能な看護師を育成することを目的とします。

③ 大学院教育目的及び研究目的

ア 人文科学研究科は、人文科学の分野において、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とします。

イ 総合生活研究科は、家政学及びその基礎をなす学術分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又は高度に専門的な職業に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を総合的に養うことを目的とします。

学校法人和洋学園 和洋女子大学ガバナンス・コード	実施状況	実施内容
(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて		
① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	遵守	2021年度より第3次中期計画（5か年計画）を策定し、取組んでいる。
② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、経営会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性のある法人運営・大学運営に努めています。	遵守	中期計画の進捗状況及び財務の状況については、毎年度の事業計画の中で経営会議及び理事会・評議員会において報告し、ホームページに公表している。
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	遵守	理事会・評議員会において、中期計画の進捗状況を踏まえて、教学(教育、研究)、財務(資産運用)、渉外(広報・募集、地域連携)の役割の外部理事を含めた理事会・評議員のメンバーによる意見交換を行い、陪席する幹部職員とともに経営能力向上に努めている。
④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	遵守	教職協働を推進するため、大学の会議体には事務職員が公式メンバーとして出席し、意見交換に加わっている。また、研修を通じて人材養成を計画的に進めている。

⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	遵守	中期計画には、教職員の意見も取り入れ、策定後には進捗報告を行うなどして共有を図っている。
⑥ 中期的な計画に盛り込む事項 ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人物像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 設置校の入学定員確保策 キ 設置校の教育環境整備計画 ク グローバル化、ICT 化策 ケ 計画実現のための PDCA 体制	遵守	中期計画を確実に実行するため、2022 年度に中期経営戦略を策定した。左記にあげる項目について具体的な行動計画を盛り込み、半年ごとに進捗状況を確認して PDCA サイクルが回っていることを確認している。
(3) 私立大学の社会的責任等		
① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	遵守	大学の運営基盤を強化するため、組織体制の整備と必要な人員配置、多様な収入源を確保するなど財政面での取組を行っている。 また、教育の質の向上のための諸施策を講じ、2021 年度大学認証評価において適合とされた。
② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	遵守	本学は「学生一人ひとりに寄添う丁寧な教育」を目標に掲げ、入学前から就職に至るまで個別指導に力を入れている。また、各ステークホルダーとの連携を図り、良好な関係を保持している。地域貢献は地元の教育機関や公的機関とコンソーシアムを形成し、活発な活動を行っている。これらの活動は認証評価において特に高評価を得た取組みである。
③ 私立大学の目的の達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	遵守	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、公表している。また、本学においては女性の教職員の割合が多い。 学生については障がい者を受け入れるための検討会議や US 室を設置して対応している。
第 2 章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。		
2-1 理事会		

(1) 理事会の役割		
① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	遵守	私立学校法に基づき寄附行為に記載の通り実施している。
② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	遵守	私立学校法に基づき寄附行為及び寄附行為施行細則に記載の通り実施しており、学則改正など重要な規程の制定・改廃を審議し、重要事項については業務執行者から適切な報告を行っている。
③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	遵守	理事会において業務執行者からの報告に対して質疑を行い、そこでの意見を業務執行に反映させるとともに、内部統制やリスク管理体制の整備に役立てている。
④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、必要な教学事項の権限を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	遵守	学長は教学に関する権限を行使できており、副学長を任命して担当を割り当てている。 また、各々の所掌する校務や所属教職員の範囲は学則その他諸規程に規定している。
⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	遵守	理事会は寄附行為に基づき年間開催計画を策定し、審議事項は事前に通知している。事前に資料を送付するなどして十分な議論ができるよう計らっており、審議時間も十分確保している。
⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償す	遵守	私立学校法に則り対応する。

る責任を負います。		
⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	遵守	私立学校法に則り対応する。
⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	遵守	寄附行為に定めている。
⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。	遵守	寄附行為に定めている。
2-2 理事		
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化		
① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	遵守	寄附行為に定めている。
② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置くことができ、各々の役割の他、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	遵守	寄附行為に定めており、理事長の代理順位を定めている。
③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。	遵守	寄附行為に定めている。
④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	遵守	私立学校法に則り職務遂行している。
⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	遵守	私立学校法に則り対応する。
⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	遵守	私立学校法において準用する一般社団法人・財団法人法に則り対応する。
⑦ 学校法人与理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	遵守	私立学校法において準用する一般社団法人・財団法人法に則り対応する。
(2) 学内理事の役割		
① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	遵守	学則及び諸規程に定める通り、各々の職責を果たし、適切な業務執行を遂行する。
② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	遵守	教職員理事は、教職員としての業務と理事としての役割を、バランスよく果たしている。

(3) 外部理事の役割		
① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。	遵守	私立学校法に基づき外部理事を選任している。理事 15 名中 6 名の外部学識経験者理事。
② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	遵守	外部理事は夫々の経験に基づき理事会において活発に意見を述べている。
③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	遵守	外部理事には事前に理事会資料を送付するとともに、理事会での意見をいかに学校運営に反映したか、報告している。
(4) 理事への研修機会の提供と充実		
全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます	一部遵守	学内理事については各種研修を受けているが、外部理事についても研修の機会を設けるよう努める。
2-3 監事		
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について		
① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	遵守	私立学校法に則り対応する。
② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた和洋学園監事監査規程に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	遵守	和洋学園監事監査規程に則り理事会その他重要な会議に出席している。
③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	遵守	私立学校法に基づき和洋学園監事監査規程に則り毎年度監査計画を立てて監査を実施している。
④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	遵守	私立学校法に基づき寄附行為に規定している。
⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	遵守	私立学校法に基づき寄附行為に規定している。
(2) 監事を選任		
① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	遵守	私立学校法に基づき寄附行為に規定している。
② 監事は 2 名以上置くこととします。	遵守	私立学校法に基づき寄附行為に規定しており、2 名常勤している。

③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	遵守	監事の就任・退任時期については、重複しないよう配慮している。
(3) 監事監査基準		
① 監査機能の強化のため、和洋学園監事監査規程を作成します。	遵守	和洋学園監事監査規程が制定されている。
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	遵守	監査計画が策定され、関係者に通知されている。
③ 監事は、和洋学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	遵守	監査報告について理事会・評議員会で報告している。
(4) 監事業務を支援するための体制整備		
① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	遵守	監事、公認会計士、内部監査室の三者による監査結果についての意見交換を行っている。
② 監事機能の強化の観点から監事会議を設置します。	遵守	監事会を開催し、監事間の連携に努めている。
③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	遵守	外部の監事研修に参加している。
④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	遵守	理事会での審議事項について、事前に資料送付しており、学内執行役員の会議体である経営会議に監事が出席して理事会での審議事項も含めて事前協議に加わっている。また、監事のサポート体制として内部監査室や財務管財課がその役割を担っている。
⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	遵守	内部監査室と連携して監査活動を行うことと、業務監査を行う上では学長・事務局長が各部門への橋渡しを行っている。
(5) 常勤監事の設置		
監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。	遵守	常勤監事2名在籍。

2-4 評議員会		
(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。 ① 予算、事業計画に関する事項 ② 中期的な計画の策定 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ④ 役員報酬に関する基準の策定 ⑤ 寄附行為の変更 ⑥ 合併 ⑦ 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第 3 号に掲げる事由による解散 ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	遵守	寄附行為に定め、実施している。
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	遵守	事前に資料を送付して評議員会当日に意見を準備できるよう配慮するとともに、評議員会での説明に対して意見を募っている。
(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	遵守	評議員会において十分な説明を行うとともに、評議員の質問意見に十分な時間をとって対応している。
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	遵守	理事長は監事の推薦に際してその資質や専門性について十分検討している。
2-5 評議員		
(1) 評議員の選任		
① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	遵守	私立学校法に基づき寄附行為に定めて対応している。理事 15 名に対して評議員 31 名である。

② 評議員となる者は、次に掲げるものとしてい ます。 ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為 の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業 した者で年齢二十五年以上の者のうちか ら、寄附行為の定めるところにより選任さ れた者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定 めるところにより選任された者	遵守	私立学校法に基づき寄附行為に定めて選任し ている。評議員の内訳は、法人の職員 8 名、卒 業生 6 名、理事 8 名、有識者 9 名である。
③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の 業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等 に答えるため、多くのステークホルダーから、 広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選 出します。	遵守	寄附行為に定め、有識者を選任している。有識 者 9 名在任。
④ 評議員の選任方法は、選出区分ごとに推薦さ れた者について、当該候補者を寄附行為の定め により理事会又は評議員会において選任しま す。	遵守	寄附行為に定めに従い選任している。
(2) 評議員への研修機会の提供と充実		
① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する 情報について、評議員会開催の事前・事後のサ ポートを十分に行います。	遵守	評議員に対し事前に資料を送付するとともに、 審議事項等についての経過についても報告を 行う。
② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会 を提供し、その研修内容の充実に努めます。	一部遵守	評議員会において大学を取り巻く情勢や中期 計画及び事業計画の進捗報告を行い、大学運営 に関する理解を深めている一方、今後は学外研 修や外部講師による研修を行うよう努める。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
学長の選任は、和洋女子大学長選考規程に基づき理事会が行い、和洋学園職制規程において、「学長は、本 大学の校務を総理し、所属教職員を総督する。」としています。 私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部 を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、 学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。		
3-1 学長		
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）		
① 学長は、学則第1条に掲げる「本大学は、教 育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、広く 知識を授けるとともに深く専門の学術技芸を 教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開	遵守	学則の目的を達成するため和洋学園職制規程 に定める通り本大学の校務を総理し、所属教職 員を総督する。

させ、もって文化の発展と福祉の増進に寄与する有能な女性を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を総督します。		
② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。	遵守	学長は、和洋学園職制規程の定めを通り権限を行使している。
③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	遵守	中期計画及び事業計画等学長の方針についてはFD・SDとして教職員に周知している。
(2) 学長補佐体制(副学長・学部長の役割)		
① 大学に副学長を置くことができるようにしており、和洋女子大学副学長選任規程において「副学長は、大学の運営及び学園の経営について、学長を補佐するとともに、必要に応じて、大学において、教育・研究に従事することができる。」としています。その職務については和洋学園職制規程に定めています。	遵守	2名の副学長が選任され、和洋学園職制規程の定めを通り職務を遂行している。
② 学部長の役割については、和洋学園職制規程において「学部長は、学部全体に関わる人事、予算、教育に関する業務を統括し、学部教授会を主宰する。」としています。	遵守	各学部長は、和洋学園職制規程の定め通り職務を遂行している。
3-2 教授会		
(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係) 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については教授会運営規程及び和洋女子大学教授会の審議事項に関する内規に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	遵守	学校教育法に基づき学則その他諸規程に定める通り教授会が運営されている。
第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)		
私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー(学生・保護者、同窓生、教職員等)はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。		
4-1 学生に対して		
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等において	遵守	学部・学科・研究科ごとに3つの方針(ポリシ

ても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）		一）を定め、ホームページで公開している。
② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	遵守	学校教育法に基づき自己点検・評価を行い、公表するとともに教育研究等の充実に努めている。
③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	遵守	ハラスメント等人権侵害の防止及び措置に関する規程を定め、ハラスメントの防止と問題解決に努めている。
4-2 教職員等に対して		
（1）教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	遵守	各種会議体に教員・事務職員の双方が出席して意見交換を行っているとともに、プロジェクト活動において双方が参画して問題解決に当たっている。
（2）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。	遵守	全構成員は、建学の精神・理念に基づき社会に求められる教育機関をして社会的価値の拡大を目指して大学の改革に取り組んでいる。
① ボード・ディベロップメント：BD 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	遵守	監事は、監査計画及び監査報告を理事会・評議員会に報告している。
② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての	遵守	FD 推進組織を立ち上げ、計画的に FD を実施しており、全員が参加している。また、3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組を推進するために「目標と計画」を各部門が作成して PDCA を回している。

機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。		
③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	遵守	毎年度研修計画を策定し、計画的に SD を実施している。教員についても SD の参加を促し、100%受講を目指している。
4-3 社会に対して		
(1) 認証評価及び自己点検・評価		
① 認証評価 平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	遵守	2021 年度 3 回目の認証評価を大学基準協会を受け、適合との評価を得た。
② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	遵守	各部門が「目標と計画」を作成し、自己点検・評価を行うとともに改善・改革に結びつけている。
③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	遵守	自己点検・評価結果、認証評価の結果についてはホームページで公開し、社会に対して説明責任を果たしている。 公開している資料：目標と計画、授業評価アンケート、学生生活アンケート、FD 研修内容、教員評価結果、教学マネジメント評価報告書
(2) 社会貢献・地域連携		
① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	遵守	国府台コンソーシアムや大学コンソーシアム市川市や浦安市と協定を結ぶなど、これらの活動を通して本学の教育・研究活動の成果を社会に還元している。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	遵守	上記に加え、産学連携活動、共同研究などに取り組んでいます。
③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	遵守	女性キャリアセンターの活動として社会人リカレント教育やビジネスキャリアアカデミーの活動を行っている。また、地域連携センターでは各種市民講座を開講して多くの社会人に生涯学習の場を提供している。
④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。	遵守	国府台コンソーシアムの活動で、地域の教育機関や病院、市川市と連携して防災・減災について取り組んでいる。
⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	遵守	自然エネルギー大学リーグの活動を通して、環境問題に積極的に取り組んでいる。
4-4 危機管理及び法令遵守		
(1) 危機管理のための体制整備		
① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	遵守	危機管理対策検討委員会、ハラスメント等人権侵害防止委員会、研究倫理委員会が活動しており、危機管理マニュアルも策定している。
② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	遵守	上記委員会に加えて、大学情報システム管理・運用委員会を設置し、情報セキュリティ対策を行っている。
(2) 法令遵守のための体制整備		
① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。	遵守	すべての教職員は、法令及び本学諸規程に従って諸活動を行っている。また、そのための情報収集及び共有、研修も受けている。
② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	遵守	公益通報者保護規程を制定し、通報窓口を設置している。
第5章 透明性の確保（情報公開）		
私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。 私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教		

育研究活動の透明性を確保します。 私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。		
5－1 情報公開の充実		
(1) 法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。	遵守	法令等で指定されている情報は、ホームページで公開している。
① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力	遵守	全てホームページで公開している。
② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為	遵守	全てホームページで公開している。

ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書		
（２）自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。	遵守	積極的に情報公開に努めている。
① 教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携	遵守	ホームページで公開している。
② 学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画 イ 単年度事業計画	遵守	ホームページで公開している。
（３）情報公開の工夫等		
① 上記（１）②及び（２）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	遵守	事務所に備え付けている。
② 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	遵守	できるだけ多くの媒体を使って情報公開しており、大学ポートレートも活用している。
③ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	遵守	全体としてわかりやすい表現に努めており、特に財務情報等については解説を加えている。



和洋女子大学

学校法人和洋学園和洋女子大学

ガバナンス・コード実施状況

2023 年 7 月 27 日